

答弁書第二二〇号

内閣参質一七一第二二〇号

平成二十一年七月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の庁の長官との併任の可否に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の庁の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書

省に置かれる外局の庁の長官については、各省の設置法等において、御指摘の特命担当大臣を含め、国務大臣をもって充てることを規定しているものはない。

